

## 勤勉手当の除算期間等の計算について

### 例1. 6月期に4月1日新規採用となった者の手当を通知するとき

基準日以前6ヶ月をみる (12/2～6/1)

在職期間は、2ヶ月1日 (4/1～6/1)

したがって期間率は30%

コメント例「令和○年4月1日採用 勤務期間2月1日」

### 例2. 6月期に3月30日まで岐阜県の市町村立小学校の常勤講師、 4月1日新規採用となった者の手当を通知するとき

基準日以前6ヶ月をみる (12/2～6/1)

在職期間は、3ヶ月29日 (12/2～3/30) と2ヶ月1日 (4/1～6/1)

=5ヶ月30日

※1日 (3/31) 在職していないので6ヶ月とならない。

したがって、期間率は95%

コメント例「令和△年12月2日～令和○年3月30日□□小講師

職員番号91111

令和○年4月1日採用 勤務期間5月30日」

### 例3. 6月期に3月31日付で市職を退職し、 4月1日割愛採用となった者の手当を通知するとき

基準日以前6ヶ月をみる (12/2～6/1)

在職期間は、3ヶ月30日 (12/2～3/31) と2ヶ月1日 (4/1～6/1)

=6ヶ月

したがって期間率は100%

※割愛の証明書を学校で保管する

コメント例 「令和△年4月1日○○市より割愛採用 証明書あり」

#### 例4. 6月期に3月31日まで普通休職、4月1日復帰となった者の手当を通知するとき

基準日以前6ヶ月をみる（12/2～6/1）

除算期間は、3ヶ月（12/2～3/1）と30日（3/2～3/31）＝4ヶ月  
したがって期間率は6ヶ月－4ヶ月＝2ヶ月・・・30%

※除算の場合（休職・病休・欠勤）はあくまで6ヶ月から差し引く

コメント例 「令和○年12月2日～令和△年3月31日まで普通休職  
除算期間4月 勤務期間2月」

#### 例5. 12月期に9月1日から10月29日まで病気休暇となった者の手当を通知するとき

病休の期間が例えば9/1～10/3などのように勤務を要しない日や休日を除くと  
30日を超えない場合は、除算されない。

例のように30日を超える場合は以下のように計算して除算する。

基準日以前6ヶ月をみる（6/2～12/1）

除算期間は、1ヶ月（9/1～9/30）

20日（10/1～10/29 休日1日、土日曜日8日はカウントしない）

したがって期間率は、6ヶ月－1ヶ月20日＝4ヶ月10日・・・70%

※基準日現在休職のときは、0%で表示される。

コメント例 「令和○年9月1日～令和○年10月29日まで病気休暇  
除算期間1月20日 勤務期間 4月10日」

#### 例6. 12月期に11月2日より育休となった者の手当を通知するとき （7/13より産休、9/6に出産）

基準日以前6ヶ月をみる（6/2～12/1）

6/2～7/12は実際に勤務しているので

除算期間は、1ヶ月（11/2～12/1）

したがって期間率は6ヶ月－1ヶ月＝5ヶ月・・・90%

※基準日以前6ヶ月の間に実際に勤務した期間があれば、産前産後休暇も含めて  
在職期間にカウントする

コメント例 「令和○年11月2日～令和○年12月1日 育児休業  
除算期間1月 勤務期間5月」